

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

1 平成25年第4回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第167号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

川崎市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
川崎市病院事業の設置等に関する条例 昭和４１年１２月１９日条例第４２号 《中略》 (川崎病院及び井田病院の使用料及び手数料) 第６条 川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）及び川崎市立井田病院（以下「井田病院」という。）において診療を受ける者並びに川崎病院及び井田病院の施設を利用する者から使用料及び手数料をその都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。 ２ 前項の使用料及び手数料の額は、診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第４項第１号、第４６条第２項、第５３条第２項第１号及び第５８条第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準その他法令等による算定方法（以下「診療報酬の算定方法等」という。）により算定するほか、別表のとおりとする。 ３ 使用料（駐車場利用料を除く。）について、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に <u>１００分の１０８</u> を乗ずるものとする。この場合において、使用料の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 《中略》 (多摩病院の利用料金及び手数料) 第１６条 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。 ２ 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者から手数料をその都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。 ３ 利用料金及び前項の手数料の額は、診療報酬の算定方法等により算定するほか、利用料金の額にあつては別表の１使用料又は利用料金の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を得て、指定管理者が定めるものとし、手数料の額にあつては別表の２手数料の表のとおりとする。 ４ 利用料金（駐車場利用料を除く。）について、消費税法及び地方税法の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に <u>１００分の１０８</u> を乗ずるものとする。この場合において、利用料金の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 ５ 利用料金は、指定管理者の収入とする。 《中略》 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> １ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。 <u>（経過措置）</u> ２ 改正後の条例（以下「新条例」という。）別表の１使用料又は利用料金の表駐車場利用料の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に駐車場の利用を終了するものについて適用し、施行日前に駐車場の利用を終了したものについては、なお従前の例による。 ３ 新条例別表の２手数料の表の規定は、施行日前に請求のあったもので施行日以後交付するものに係る手数料の額については、なお従前の例による。	川崎市病院事業の設置等に関する条例 昭和４１年１２月１９日条例第４２号 《中略》 (川崎病院及び井田病院の使用料及び手数料) 第６条 川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）及び川崎市立井田病院（以下「井田病院」という。）において診療を受ける者並びに川崎病院及び井田病院の施設を利用する者から使用料及び手数料をその都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。 ２ 前項の使用料及び手数料の額は、診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第４項第１号、第４６条第２項、第５３条第２項第１号及び第５８条第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準その他法令等による算定方法（以下「診療報酬の算定方法等」という。）により算定するほか、別表のとおりとする。 ３ 使用料（駐車場利用料を除く。）について、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に <u>１００分の１０５</u> を乗ずるものとする。この場合において、使用料の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 《中略》 (多摩病院の利用料金及び手数料) 第１６条 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。 ２ 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者から手数料をその都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。 ３ 利用料金及び前項の手数料の額は、診療報酬の算定方法等により算定するほか、利用料金の額にあつては別表の１使用料又は利用料金の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を得て、指定管理者が定めるものとし、手数料の額にあつては別表の２手数料の表のとおりとする。 ４ 利用料金（駐車場利用料を除く。）について、消費税法及び地方税法の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に <u>１００分の１０５</u> を乗ずるものとする。この場合において、利用料金の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 ５ 利用料金は、指定管理者の収入とする。 《中略》

改正後				改正前			
別表（第6条、第16条関係）				別表（第6条、第16条関係）			
1 使用料又は利用料金				1 使用料又は利用料金			
種別		金額		種別		金額	
《 中略 》				《 中略 》			
駐車場利用料	診療を受ける者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、6時間を超えるときは500円に6時間を超えている者及び管理者が必要と認めた者（以下「身体障害者等」という。）を除く。）	駐車時間が3時間までは200円、3時間を超え6時間までは200円に3時間を超える時間1時間までごとに100円を加算した額		駐車場利用料	診療を受ける者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、6時間を超えるときは500円に6時間を超えている者及び管理者が必要と認めた者（以下「身体障害者等」という。）を除く。）	駐車時間が3時間までは200円、3時間を超え6時間までは200円に3時間を超える時間1時間までごとに100円を加算した額	
	身体障害者等	無料			身体障害者等	無料	
	その他の者	駐車時間が1時間までは 410円 、1時間を超えるときは 410円 に1時間を超える時間30分までごとに200円を加算した額			その他の者	駐車時間が1時間までは 400円 、1時間を超えるときは 400円 に1時間を超える時間30分までごとに200円を加算した額	
《 中略 》				《 中略 》			
2 手数料							
文書料 1件	診断書	普通診断書その他の簡易なもの	<u>1, 540円</u>	文書料 1件	診断書	普通診断書その他の簡易なもの	<u>1, 500円</u>
		死亡診断書その他の複雑なもの	<u>3, 080円</u>			死亡診断書その他の複雑なもの	<u>3, 000円</u>
		生命保険に関する診断書（複雑なものに限る。）その他の特に複雑なもの	<u>4, 620円</u>			生命保険に関する診断書（複雑なものに限る。）その他の特に複雑なもの	<u>4, 500円</u>
		上記以外のもの	<u>9, 240円</u> 以内で管理者が定める額			上記以外のもの	<u>9, 000円</u> 以内で管理者が定める額
	証明書	通院証明書その他の簡易なもの	<u>1, 020円</u>		証明書	通院証明書その他の簡易なもの	<u>1, 000円</u>
		出生証明書その他の複雑なもの	<u>2, 050円</u>			出生証明書その他の複雑なもの	<u>2, 000円</u>
		自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書その他の特に複雑なもの	<u>4, 110円</u>			自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書その他の特に複雑なもの	<u>4, 000円</u>
		上記以外のもの	<u>8, 220円</u> 以内で管理者が定める額			上記以外のもの	<u>8, 000円</u> 以内で管理者が定める額